〔別紙２〕

資　　料

建設業者の皆様へ

公共工事においては、営業所の専任の技術者は、原則として、現場代理人、主任技術者又は監理技術者になることができません。

《工事現場における現場代理人、主任技術者又は監理技術者》

建設業者は、適正な施工を確保するため、工事現場に一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者を置く必要があります。

そのため、建設業法では、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置を規定しており、4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事については､工事現場ごとに専任の主任技術者等を配置しなければならないこととされています。

また、現場代理人は、発注者又は工事監督員との連絡を緊密に保持する必要があることから、契約約款において工事現場に常駐することとしています。

《営業所の専任技術者》

建設業者は、建設業法に定められた建設業の許可基準により、営業所ごとに専任の技術者を置くこととされています。

これは、取引の中心である営業所における契約の適正な締結及び履行を確保するためのものであり、具体的な建設工事の施工に直接携わることを予定しているものではありません。

以上のことから、公共工事においては､「営業所の専任技術者」は、原則として、工事現場の現場代理人、主任技術者又は監理技術者になることができませんので、注意してください。

ただし、主任技術者及び監理技術者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の５第１項各号の要件を全て満たす場合に限り、１件まで、兼務することができます。

主任技術者等の設置などに関する質問については、北海道建設部建設政策局建設管理課のホームページ内の「施工体制台帳の活用及びＱ＆Ａについて」をご覧ください。

アドレス「http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/」